

親子で楽しむ Xmas



ホーム
ページの
QRコード

12月8日(日)瀬田北市民センターが会場で、13:30~15:00頃迄、社会福祉協議会、更生保護女性会主催にて、令和7年から瀬田北小学校入学される生徒さん対象で



開催され、周辺の保育園や子ども園の親子が参加。龍谷大学の学生ボランティアに参加頂き、リズム体操を行ったり、サンタさんも登場され、プレゼントを頂き、クリ

スマスツリーを作ったり、歌を歌ったり、おやつを食べたり、楽しい一時を過ごし、親子の交流の場が出来ました。小学校入学時の不安が少なくなり、地域の馴染みも増し、過ごし易い地域となれば幸いです。

湖国の感動 未来へつなぐ

本番は、来年です



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



自治会に入って頂き、地域の皆様の少しずつのお力で、住み易い・安心安全なまちへ、顔と顔が見える地域へと変えていきましょう。

近江の恵み おもてなし弁当

健康推進協議会 主催

鮎ずしを使ってみました

メニュー

- ・鮎ずし(ひとかわ寿司)
- ・野菜の天ぷら
- ・野菜のサラダ(鮎ずしドレッシング)
- ・豆腐ととろろ昆布の吸い物
- ・ふなずし飯のクレープ



令和6年12月9日(月)10時から13時 瀬田北市民センターで行われました。地域連携栄養ケアチーム「絆」・瀬田北健康推進連絡協議会が主催で、島本先生・奥村先生を招き、鮎ずしを使ったお寿司など5品作って参加者皆さんと頂きました。

テーマ うちの郷土料理・次世代に伝えたい大切な味・平成25年ユネスコ無形文化遺産に登録され、世界から注目されている。海外の日本食レストラン増加、訪日外国人からの郷土食への期待増、国内では、食の多様化・家庭環境の変化・和食文化の継承の重要性。各地域の選定された郷土料理のいわれや、歴史、レシピ、郷土料理を生んだ地域の背景を情報発信させて頂いてる取り組みです。郷土料理北学区(南大萱)にもいろいろありますよ。

大津市長杯 グランドゴルフ 大会

大津市スポーツ協会主催、12月8日（日）大石・淀グランドゴルフ場で、大津市内学区対抗で行われました。



大手通信会社を名乗り、未払い詐欺に注意

見守り
新鮮情報



実在する 事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。(80歳代)

ひとこと助言



- 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があったり、言われるまま支払ってははいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
- コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
- 不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください（消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番）。

本ページは、編集者

見守り新鮮情報 第49号（2024年11月28日）発行：独立行政法人国民生活センター

困ったときはご相談ください

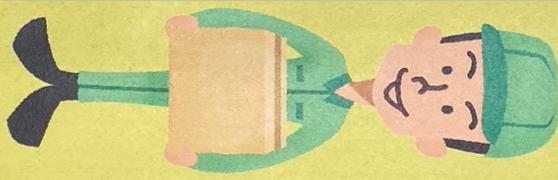
大津市消費生活センター
077-528-2662（平日9時～17時）
消費者ホットライン 188（い・い・や・や）



送り付け 詐欺に注意

買ってもしない商品が自宅に届いた……。
送り付け商法にご注意！

送り付け商法とは、注文していない商品を一方向的に“送り付け”、相手が受け取ったら、購入したものとみなして代金を請求するというもの。



一方向的送り付け行為への対応3箇条

その1: 商品は直ちに処分可能
注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方向的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2: 事業者から金銭を請求されても支払不要

一方向的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その3: 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方向的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター
077-528-2662（平日9時～17時）
消費者ホットライン 188（い・い・や・や）

